

令和3年6月五島市議会定例会議案表

(令和3年6月14日提出)

番 号	事 件 名	ページ
議案第51号	五島市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	1
議案第52号	五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について	2
議案第53号	五島市奈留島世界遺産ガイダンスセンター条例の制定について	3
議案第54号	五島市役所支所設置条例の一部改正について	6
議案第55号	五島市手数料条例の一部改正について	7
議案第56号	五島市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部改正について	8
議案第57号	五島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準等に関する条例の一部改正について	37
議案第58号	五島市国民健康保険診療所条例の一部改正について	42
議案第59号	五島市国民健康保険税条例及び五島市介護保険条例の一部改正について	43
議案第60号	五島市魚津ヶ崎公園施設条例の一部改正について	45
議案第61号	五島市営交通船旅客運送条例の一部改正について	46
議案第62号	工事請負契約の締結について	48
議案第63号	工事請負契約の締結について	49
議案第64号	工事請負契約の変更について	50
議案第65号	長崎県病院企業団が共同処理する事務及び規約の変更に関する協議について	51

議案第66号	令和3年度五島市一般会計補正予算（第2号）	別冊
議案第67号	令和3年度五島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第68号	令和3年度五島市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第69号	令和3年度五島市診療所事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
報告第3号	専決処分の報告について（五島市税条例等の一部改正について）	53
報告第4号	専決処分の報告について（五島市都市計画税条例の一部改正について）	61
報告第5号	専決処分の報告について（五島市国民健康保険条例の一部改正について）	64
報告第6号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）	66
報告第7号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）	68
報告第8号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）	70
報告第9号	専決処分の報告について（令和2年度五島市一般会計補正予算（第12号））	別冊
報告第10号	専決処分の報告について（令和3年度五島市一般会計補正予算（第1号））	別冊
報告第11号	令和2年度五島市一般会計継続費繰越計算について	別冊
報告第12号	令和2年度五島市一般会計繰越明許費繰越計算について	別冊
報告第13号	令和2年度五島市一般会計事故繰越し繰越計算について	別冊
報告第14号	令和2年度五島市国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算について	別冊

議案第 5 1 号

五島市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
五島市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 3 年 6 月 1 4 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
五島市固定資産評価審査委員会条例（平成 1 6 年五島市条例第 7 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 9 条第 5 項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

行政手続の簡素化及び市民の利便性の向上を図るため、審査申出の際の押印等を見直すことに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第52号

五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和3年6月14日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

五島市長及び副市長の給与に関する条例（平成16年五島市条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出し中「市長」の次に「及び副市長」を加え、同項中「平成26年10月1日から同月31日まで」を「令和3年7月1日から同年9月30日まで」に改め、「市長」の次に「及び副市長」を加え、「同条に規定する額から当該額に100分の10」を「市長にあつては同条第1号に規定する額から当該額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とし、副市長にあつては同条第2号に規定する額から当該額に100分の30」に改める。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

（提案理由）

元職員による在職中の窃盗事件に関して自らを戒めるため、令和3年7月1日から同年9月30日までの間において、市長の給料の月額を50パーセント減額し、副市長の給料の月額を30パーセント減額するに当たり、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第53号

五島市奈留島世界遺産ガイドンスセンター条例の制定について
五島市奈留島世界遺産ガイドンスセンター条例案を次のとおり提出する。

令和3年6月14日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市奈留島世界遺産ガイドンスセンター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、奈留島世界遺産ガイドンスセンター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び位置)

第2条 歴史的遺産を保全し、世界文化遺産の長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の構成資産である奈留島の江上集落（江上天主堂とその周辺）に関する情報を発信するとともに、市民の文化の向上及び観光の振興を図るため、センターを五島市奈留町浦1815番地3に設置する。

(開館時間)

第3条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 1月から6月まで、11月及び12月の月曜日。ただし、当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日法による休日でない日とする。

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項ただし書の規定により臨時に開館し、又は休館しようとするときは、あらかじめセンターにその旨を掲示するものとする。

(入館料)

第5条 センターの入館料は、無料とする。

(入館の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、センターへの入館を拒み、又は退館を命ずるものとする。

- (1) 感染性の病気にかかっていると認められる者
- (2) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者又はこれらのおそれがある物品若しくは動物を携行する者
- (3) センターの秩序を乱すおそれがあると認められる者
- (4) その他センターの管理上支障があると認められる者

(遵守事項)

第7条 入館者は、係員の指示に従うほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 前条各号に規定する行動を執らないこと。
- (2) センターの施設、設備等（以下「施設等」という。）を汚損し、損傷し、又は滅失しないこと。
- (3) 施設等の利用に当たっては、所定の利用方法に従い、設備等の利用を終了したときは、所定の場所に返却すること。
- (4) 許可を受けないで施設等に特別の設備をし、又はその原状を変更しないこと。
- (5) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (6) 許可を受けないで寄附の募集、物品の販売、飲食物の提供、印刷物等の掲示、撮影、録音等を行わないこと。

(原状回復義務)

第8条 入館者は、センターの利用を終了したとき、又は利用を停止され、若しくは制限されたときは、その利用しなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 入館者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長が代わって行い、その費用を入館者から徴収する。

(損害賠償義務)

第9条 入館者は、故意又は過失によりセンターの施設等を損傷し、又は滅失した

ときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が入館者の責めに帰することができない理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(提案理由)

長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の構成資産である奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺)に関する情報発信等を行う奈留島世界遺産ガイダンスセンターの設置及び管理に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 5 4 号

五島市役所支所設置条例の一部改正について

五島市役所支所設置条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 3 年 6 月 1 4 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市役所支所設置条例の一部を改正する条例

五島市役所支所設置条例（平成 1 6 年五島市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表五島市奈留支所の項中「五島市奈留町浦 1 8 1 8 番地 1」を「五島市奈留町浦 1 8 1 5 番地 3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（提案理由）

奈留支所庁舎を移転することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 55 号

五島市手数料条例の一部改正について

五島市手数料条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 3 年 6 月 14 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市手数料条例の一部を改正する条例

五島市手数料条例（平成 16 年五島市条例第 79 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 1 号を削り、第 3 2 号を第 3 1 号とし、第 3 3 号を第 3 2 号とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第56号

五島市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部改正について

五島市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和3年6月14日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例

(五島市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正)

第1条 五島市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例(平成25年五島市条例第12号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 運営に関する基準(第196条—第202条)」を「第14節 運営に関する基準(第196条—第202条) 第10章 雑則(第203条)」に改める。

第3条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第5項第1号中「をいう。」を「をいう。第47条第4項第1号及び」に改め、同項第2号中「をいう」の次に「。第47条第4項第2号において同じ」を加え、同項第3号中「をいう」の次に「。第47条第4項第3号において同じ」を加え、同項第4号中「をいう」の次に「。第47条第4項第4号において同じ」を加え、同項第5号中「第64条第1項」を「第47条第4項第5号、第64条第1項」に改め、同項第6号中「第64条第1項」を「第47条第4項

第6号、第64条第1項」に改め、同項第7号中「第64条第1項」を「第47条第4項第7号、第64条第1項」に改め、同項第8号中「をいう。」の次に「第47条第4項第8号及び」を加える。

第31条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第32条に次の1項を加える。

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他

の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第34条に次の1項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第59条の17第1項及び第87条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第40条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第40条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡

回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第47条第1項第1号中「専ら」を削り、「数以上。」を「数以上」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「専ら」を削り、「数以上。」を「数以上」に改め、同号ただし書を削り、同条に次の5項を加える。

3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることことができる。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所
- (2) 指定短期入所療養介護事業所
- (3) 指定特定施設
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定

訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第55条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており」に改め、「、他の指定訪問介護事業所」の次に「又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）」を加え、「連携」を「密接な連携」に、「当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第56条に次の1項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第57条に次の1項を加える。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第59条中「第33条から」を「第32条の2から」に、「、第40条及び第41条」を「及び第40条から第41条まで」に、「第33条及び第34条」を「第32条の2、第33条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第40条第1号及び第3号」に改める。

第59条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の13第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第59条の13に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条の15に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第59条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うこと

ができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第59条の17第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第59条の20中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「規程」と、「」を「規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と」を削る。

第59条の20の3中「、第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「。第34条」を「。第34条第1項」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に、「及び第59条の13第3項」を「、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第59条の34各号列記以外の部分中「次に」を「、次に」に改め、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の36第1項中「安全・サービス提供管理委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第59条の38中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「、第34条中」を「、第32条の2、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型

訪問介護看護従事者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第34条第1項中」に改め、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を削り、「第59条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第64条第1項中「又は施設」の次に「（第66条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第65条第2項中「第82条第7項」の次に「、第110条第9項」を加える。
第66条第1項に後段として次のように加える。

なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

第73条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第80条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「規程」と、」を「規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「認知症対応型通所介護従業者」と」の次に「、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」を加える。

第82条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、同表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第83条第3項中「第111条第2項」を「第111条第3項」に改める。

第87条中「会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第100条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第108条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第40条、第41条」を「第40条から第41条まで」に、「規程」と、「」を「規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第59条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第110条第1項中「)をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第110条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が

定める研修を修了している者を置くことができる。

第111条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第113条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第117条第7項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第121条中「指定地域密着型サービス」の次に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第122条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第123条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第123条に次の1項を加える。

- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第128条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第40条、第41条」を「第40条から第41条まで」に、「規程」と、「」を「規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削り、「第6章第4節」と」の次に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第138条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第145条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第146条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第146条に次の1項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第149条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第40条、第41条」を「第40条から第41条まで」に、「第34条中」を「第32条の2第2項及び第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「第7章第4節」と」の次に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第151条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第151条第1項第4号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改め、同条第3項ただし書中「、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（長崎県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第65号。以下この項において「県条例」という。）第44条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（県条例第53条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き」を削り、同条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第157条第6項中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第158条第6項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第163条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第163条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第168条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第169条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第169条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第171条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第175条第1項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第177条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を加え、「規程」と、「」を「規程」と、同項、第32条の2

第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第180条第1項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)中「次のいずれかを満たすこと」を「10.65平方メートル以上とすること」に改め、同号ア(ウ)に次のただし書を加える。

ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第180条第1項第1号ア(ウ)中a及びbを削る。

第182条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第186条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第187条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第187条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第189条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を加え、「規程」と、」を「規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」

と」を削る。

第202条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第40条、第41条」を「第40条から第41条まで」に、「規程」と、「」を「規程」と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「と、第59条の13」を「と、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第9章の次に次の1章を加える。

第10章 雑則

(電磁的記録等)

第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項（第189条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(五島市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正)

第2条 五島市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例(平成25年五島市条例第13号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第80条)

7条—第9 「第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
」を (第80条)

第5章 雑則(第91条)

(第87条—第9

」に改める。

第3条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第8条第1項中「又は施設」の次に「(第10条第1項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第9条第2項中「同条第7項」の次に「及び第71条第9項」を加える。

第10条第1項に後段として次のように加える。

なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

第27条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第28条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第31条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「次に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及

びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びびまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びびまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第32条に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第37条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第49条に

において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、同表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「(以下」の次に「この章において」を加える。

第45条第3項中「第72条第2項」を「第72条第3項」に改める。

第49条中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第57条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第65条中「第31条から第36条まで、第37条(第4項を除く。)から第39条まで」を「第28条の2、第31条から第39条まで(第37条第4項を除く。)」に、「規程」と、「」を「規程」と、同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」に改め、「、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第71条第1項中「除く」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介

護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて 2 以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第 7 1 条第 5 項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第 1 0 項を第 1 1 項とし、第 9 項を第 1 0 項とし、第 8 項の次に次の 1 項を加える。

9 第 7 項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について 3 年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第 6 項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第 7 2 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第 7 4 条第 1 項中「又は 2」を「以上 3 以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、1 又は 2）」に改め、同項ただし書を削る。

第 7 8 条第 3 項第 1 号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第 7 9 条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第80条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第81条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第86条中「第24条、第26条」の次に「、第28条の2」を加え、「第36条、第37条（第4項を除く。）、第38条、第39条（第5項を除く。）」を「第36条から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）」に、「規程」と、「」を「規程」と、同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」に改め、「、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第87条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防

サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（五島市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正）

第3条 五島市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成26年五島市条例第47号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第33条）」を「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第33条）
章 雑則（第34条）」に改める。

第2条に次の2項を加える。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用

し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第18条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第19条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第19条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第19条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第21条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止の

ための指針を整備すること。

- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第22条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第27条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

- 第27条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第31条第9号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第5章の次に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

- 第34条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の

知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第7条(第33条において準用する場合を含む。)及び第31条第26号(第33条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁氣的な方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の五島市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例(以下「新地域密着型サービス基準条例」という。)第3条第3項及び第40条の2(新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、第2条の規定による改正後の五島市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例(以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第3条第3項及び第37条の2(新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)、第3条の規定による改正後の五島市介

護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第2条第5項及び第27条の2（新指定介護予防支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新地域密着型サービス基準条例第31条、第55条、第59条の12（新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3において準用する場合を含む。）、第59条の34、第73条、第100条（新地域密着型サービス基準条例第202条において準用する場合を含む。）、第122条、第145条、第168条及び第186条、新地域密着型介護予防サービス基準条例第27条、第57条及び第80条並びに新指定介護予防支援等基準条例第18条（新指定介護予防支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第32条の2（新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）及び新指定介護予防支援等基準条例第19条の2（新指定介護予防支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第33条第3項（新地域密着型サービス基準条例第59条において準用する場合を含む。）及び第59条の16第2項（新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条及び第202条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第31条第2項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）並びに新指定介護予防支援等基準条例第21条の2（新指定介護予防支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

5 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第59条の13第3項（新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条及び第202条において準用する場合を含む。）、第123条第3項、第146条第4項、第169条第3項及び第187条第4項並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条第3項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条において準用する場合を含む。）及び第81条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

6 この条例の施行の日以降、当分の間、新地域密着型サービス基準条例第180条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新地域密着型サービス基準条例第151条第1項第3号ア及び第187条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

7 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この項において「居室等」という。）であって、第1条の

規定による改正前の五島市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例第180条第1項第1号ア(ウ) bの規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

(栄養管理に係る経過措置)

- 8 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第163条の2（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新地域密着型サービス基準条例第163条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

- 9 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第163条の3（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新地域密着型サービス基準条例第163条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

- 10 この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、新地域密着型サービス基準条例第175条第1項（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、第4号に定める措置を講ずるよう努めなければ」とする。

(介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

- 11 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第171条第2項第3号（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(提案理由)

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第57号

五島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準等に関する
条例の一部改正について

五島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和3年6月14日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準等に関する条例
の一部を改正する条例

五島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準等に関する条例（平成30年五島市条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「第34条」を「第34条—第35条」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

第7条第2項中「であること等」を「であり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に

当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等」に改める。

第22条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第22条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第25条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第30条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第34条を第35条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第33条において準用する場合を含む。）及び第16条の指定居宅介護支援の方針のうち被保険者証に係るものとして規則で定めるもの（第33条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚に

よっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の五島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準等に関する条例(以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。)第3条第5項及び第30条の2(新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新指定居宅介護支援等基準条例第21条(新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新指定居宅介護支援等基準条例第21条中「、規則」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、規則」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項として規則で定める事項を除く。)」とする。
(業務継続計画の策定等に係る経過措置)
- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定居宅介護支援等基準条例第22条の2(新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新指定居宅介護支援等基準条例第22条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定居宅介護支援等基準条例第24条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新指定居宅介護支援等基準条例第24条の2中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(提案理由)

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 58 号

五島市国民健康保険診療所条例の一部改正について

五島市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 3 年 6 月 14 日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例

第 13 条中「国民健康保険玉之浦歯科診療所」の次に「、国民健康保険三井楽診療所、国民健康保険三井楽診療所嵯峨島出張診療所」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

国民健康保険三井楽診療所及び国民健康保険三井楽診療所嵯峨島出張診療所の診療業務を委託することができることとするため、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第59号

五島市国民健康保険税条例及び五島市介護保険条例の一部改正について
五島市国民健康保険税条例及び五島市介護保険条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和3年6月14日提出

五島市長 野 口 市太郎

五島市国民健康保険税条例及び五島市介護保険条例の一部を改正する条例
(五島市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 五島市国民健康保険税条例(平成16年五島市条例第135号)の一部を次のように改正する。

附則第17項各号列記以外の部分中「令和元年度分及び令和2年度分」を「令和2年度分及び令和3年度分」に、「令和2年2月1日から令和3年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「限り、令和2年1月以前分の国民健康保険税を除く」を「限る」に改め、同項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という)」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ」に改める。

(五島市介護保険条例の一部改正)

第2条 五島市介護保険条例(平成16年五島市条例第136号)の一部を次のように改正する。

附則第8項各号列記以外の部分中「令和元年度及び令和2年度」を「令和2年度及び令和3年度」に、「令和2年2月1日から令和3年3月31日まで」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「限り、令和2年1月以前分の保険料を除く」を「限る」に改め、同項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という)」

を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ）」に改め、同項第2号イ中「減少すること」を「その属する世帯の生計を主として維持する者の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法に規定する長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額をいう。）のうち、減少すること」に改め、「その属する世帯の生計を主として維持する者の」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 第1条の規定による改正後の五島市国民健康保険税条例の規定及び第2条の規定による改正後の五島市介護保険条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等の国民健康保険税及び介護保険料の減免の期間を延長することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第60号

五島市魚津ヶ崎公園施設条例の一部改正について

五島市魚津ヶ崎公園施設条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和3年6月14日提出

五島市長 野口市太郎

五島市魚津ヶ崎公園施設条例の一部を改正する条例

五島市魚津ヶ崎公園施設条例（平成16年五島市条例第155号）の一部を次のように改正する。

別表中「(第3条、6条関係)」を「(第3条、第6条関係)」に改め、同表その他の項を次のように改める。

その他	懐中電灯	1個	1日	310円	
	バーベキューセット	1組	1日	520円	
	冷暖房器具	1回	2時間	100円	
	シャワー	1回		200円	

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

(提案理由)

魚津ヶ崎公園施設においてシャワーの使用料を徴収することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第61号

五島市営交通船旅客運送条例の一部改正について

五島市営交通船旅客運送条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和3年6月14日提出

五島市長 野口 市太郎

五島市営交通船旅客運送条例の一部を改正する条例

五島市営交通船旅客運送条例（平成16年五島市条例第143号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中 「

富江・黒島間 奈留島・前島間

」 を 「

奈留島・前島間

」 に改める。

別表第1項を次のように改める。

1 普通乗船運賃

区分	単位	奈留島－笠松	奈留島－前島	笠松－前島
大人	1人片道	180円	200円	140円
小児	1人片道	90円	100円	70円

備考 回数券を利用する場合には、券片数11枚でこの表の運賃の10倍の額とする。

別表第3項を次のように改める。

3 小荷物運賃

種別	単位	奈留島－笠松 奈留島－前島 笠松－前島
1個につき3辺の和が、 200cm以下のもの	10kg以下	70円
	10kgを超え20kg以下	110円
	20kgを超え30kg以下	140円

備考 小荷物運賃には、積卸し集荷配達及び保管料は含まない。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

(提案理由)

富江・黒島間の定期運航路線を廃止することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第62号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和3年6月14日提出

五島市長 野口 市太郎

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| 1 | 工 事 名 | 五島市立新図書館建設工事（建築） |
| 2 | 工 事 場 所 | 五島市木場町450番地1 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 工事請負金額 | 1, 119, 800, 000円 |
| 5 | 工 事 請 負 人 | 今村・萩原特定建設工事共同企業体 |

代表構成員

五島市東浜町一丁目20番13号

株式会社 今村組

代表取締役 今村 音博

構成員

五島市吉久木町1454番地1

株式会社 萩原組

代表取締役 西極 忠和

（提案理由）

工事請負契約の締結については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び五島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年五島市条例第50号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第63号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和3年6月14日提出

五島市長 野口 市太郎

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 五島市立新図書館建設工事（機械） |
| 2 | 工 事 場 所 | 五島市木場町450番地1 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 工事請負金額 | 175,780,000円 |
| 5 | 工事請負人 | 五島市吉久木町231番地1
株式会社 九電工 五島営業所
所長 福田 修二 |

（提案理由）

工事請負契約の締結については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び五島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年五島市条例第50号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第64号

工事請負契約の変更について

令和2年10月13日に議決された議案第99号工事請負契約の締結についての一部を次のとおり変更する。

令和3年6月14日提出

五島市長 野口市太郎

「4 工事請負金額 316,800,000円」を「4 工事請負金額 325,950,900円」に改める。

(提案理由)

五島市奈留支所庁舎建設工事(建築)に係る工事請負契約の変更については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び五島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年五島市条例第50号)第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

議案第 65 号

長崎県病院企業団が共同処理する事務及び規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、長崎県病院企業団が共同処理する事務のうち居宅介護支援事業及び老人介護支援センター事業に関する事務を廃止し、長崎県病院企業団規約の一部を別紙のとおり変更することについて、次の県及び関係市町と協議するものとする。

長崎県、島原市、南島原市、雲仙市、新上五島町、対馬市及び壱岐市

令和 3 年 6 月 14 日提出

五島市長 野口 市太郎

（提案理由）

長崎県病院企業団が共同処理する事務の変更に伴い、長崎県病院企業団規約を変更しようとするものであるが、その協議については、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。

(別紙)

長崎県病院企業団規約の一部を変更する規約

長崎県病院企業団規約（平成20年総行市第229号許可）の一部を次のように変更する。

第4条第2号中「訪問看護ステーション事業」を「訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業」に改め、同条第3号及び第4号を削る。

附 則

この規約は、総務大臣の許可の日から施行する。

報告第3号

専決処分の報告について

五島市税条例等の一部改正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年6月14日提出

五島市長 野口市太郎

（専決理由）

条例の改正については、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため専決処分したものである。

専 決 処 分 書

五島市税条例等の一部改正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

五島市長 野 口 市太郎

五島市税条例等の一部改正について

五島市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

五島市税条例等の一部を改正する条例

（五島市税条例の一部改正）

第1条 五島市税条例（平成16年五島市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「政令第48条の9の7の2において準用する政令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第53条の9第3項」を加える。

第36条の3の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「政令第48条の9の7の3において準用する政令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第53条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当等の支払をする者が政令第48条の18において準用する政令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に

対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第10条の2第2項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第3項中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に改め、同条第5項中「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第28項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同条第14項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第18項を削り、同条第19項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項を同条第19項とし、同条第21項を同条第20項とする。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第15条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第16条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条

第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車
が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受け
た場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、
当該ガソリン軽自動車
が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に
初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」
を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家
用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽
自動車
が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指
定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車
が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受
けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に
掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる
字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車
（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、
当該ガソリン軽自動車
が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に
初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、
当該ガソリン軽自動車
が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に
初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、
第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ
同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車
（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対
する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車
が令和3年4月
1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令
和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車
が令和4年4
月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には
令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の
規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第22条第2項中「令和3年度」を「令和8年度」に改める。

附則第26条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(五島市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 五島市税条例の一部を改正する条例（令和2年五島市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、五島市税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第2条のうち、五島市税条例第50条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第2条のうち、五島市税条例第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうち、五島市税条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の五島市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下この条及び附則第4条第1項において「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第1条の規定による改正前の五島市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを

受けた場合における当該機械装置等を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第4号

専決処分の報告について

五島市都市計画税条例の一部改正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年6月14日提出

五島市長 野口市太郎

（専決理由）

条例の改正については、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため専決処分したものである。

専 決 処 分 書

五島市都市計画税条例の一部改正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

五島市長 野 口 市太郎

五島市都市計画税条例の一部改正について

五島市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

五島市都市計画税条例の一部を改正する条例

五島市都市計画税条例（平成16年五島市条例第76号）の一部を次のように改正する。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第6項の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第7項及び第8項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第9項及び第10項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下

この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和３年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第１２項の見出し中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改める。

附則第１３項中「第１８項、第３７項、第３８項、第４２項」を「第１５項、第３３項、第３４項、第３７項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の五島市都市計画税条例の規定は、令和３年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和２年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報告第5号

専決処分の報告について

五島市国民健康保険条例の一部改正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年6月14日提出

五島市長 野口市太郎

（専決理由）

条例の改正については、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため専決処分したものである。

専 決 処 分 書

五島市国民健康保険条例の一部改正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

五島市長 野 口 市太郎

五島市国民健康保険条例の一部改正について

五島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

五島市国民健康保険条例の一部を改正する条例

五島市国民健康保険条例（平成16年五島市条例第133号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第6号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された和解及び損害賠償の額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年6月14日提出

五島市長 野口市太郎

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について次のとおり専決処分する。

令和3年5月19日

五島市長 野 口 市太郎

和解及び損害賠償の額の決定について

交通事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

1 和解及び損害 [REDACTED]

賠償の相手方 [REDACTED]

2 和解の趣旨

令和2年11月2日、市の小型貨物自動車（長崎400せ4300）を運転していた市の職員が、五島市三井楽町濱ノ畔2778番26地先の国道384号線上において、前方を走行していた軽乗用自動車（[REDACTED]）を追い越そうとした際、右折を開始した同車両に接触し、同車両の右側ドア等を損傷した交通事故について、市は、当該事故の責任割合を7割5分と認め、当該事故により生じた損害の一部を賠償する。

3 損害賠償の額 軽乗用自動車修理費 265,724円

報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された和解及び損害賠償の額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年6月14日提出

五島市長 野口市太郎

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について次のとおり専決処分する。

令和3年5月21日

五島市長 野 口 市太郎

和解及び損害賠償の額の決定について
交通事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

1 和解及び損害 [REDACTED]
賠償の相手方 [REDACTED]

2 和解の趣旨

令和2年9月5日、五島市上大津町888番2地先の市道福江285号線において、相手方が運転していた小型乗用自動車（[REDACTED]）が、側溝蓋の上を走行した際、排水量の増加に伴う側溝内の水圧上昇により不安定な状態であった蓋が跳ね上がり、車体の右側フロントドアを損傷した交通事故について、市は、当該事故の責任を全て認め、当該事故により生じた損害を全て賠償する。

3 損害賠償の額 小型乗用自動車修理費 71,986円

報告第 8 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決により指定された和解及び損害賠償の額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 6 月 14 日提出

五島市長 野 口 市太郎

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について次のとおり専決処分する。

令和3年5月21日

五島市長 野 口 市太郎

和解及び損害賠償の額の決定について
交通事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

1 和解及び損害 [REDACTED]
賠償の相手方 [REDACTED]

2 和解の趣旨

令和3年2月17日、五島市富江町狩立122番1地先の市道狩立1号線の路上において、相手方が運転していた小型乗用自動車（[REDACTED]）が、側溝蓋の上を走行した際、その材質及び設置の方法が不適切であったことから蓋が跳ね上がり、左後輪タイヤの側面を損傷した交通事故について、市は、当該事故の責任を全て認め、当該事故により生じた損害を全て賠償する。

3 損害賠償の額 小型乗用自動車修理費 7,645円